

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率（1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。）を「一律に定めている」企業割合は 85.6%（令和 6（2024）年調査 83.3%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は 94.5%（同 94.2%）、「26%以上」とする企業割合は 4.6%（同 5.5%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 17.3%、「300～999 人」が 12.7%、「100～299 人」が 6.9%、「30～99 人」が 2.6% となっている。（第 14 表）

第 14 表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

企業規模・年	全企業 ¹⁾	定めている ²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方				定めていない	
			一律に定めている ³⁾⁴⁾	時間外労働の割増賃金率階級		時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
				25%	26%以上			
令和 7 年調査計	100.0	94.5	85.6 (100.0)	(94.5)	(4.6)	8.7	5.1	
1,000 人以上	100.0	99.6	89.1 (100.0)	(82.7)	(17.3)	10.4	0.4	
300～999 人	100.0	98.1	86.9 (100.0)	(87.2)	(12.7)	10.7	1.7	
100～299 人	100.0	96.4	87.9 (100.0)	(92.3)	(6.9)	8.5	3.1	
30～99 人	100.0	93.3	84.6 (100.0)	(96.4)	(2.6)	8.5	6.2	
令和 6 年調査計	100.0	94.6	83.3 (100.0)	(94.2)	(5.5)	11.2	5.4	

注：1)「全企業」には、時間外労働の割増賃金率の定めの有無が「不明」の企業を含む。

2)「定めている」には、時間外労働の割増賃金率の定め方が「不明」の企業を含む。

3)（ ）内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を 100 とした割合である。

4)「一律に定めている」には、時間外労働の割増賃金率が「不明」の企業を含む。

(2) 1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は 64.5%（令和 6（2024）年調査 61.1%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は 1.0%（同 0.9%）、「50%以上」とする企業割合は 98.3%（同 99.0%）となっている（第 15 表）。

第 15 表 1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

（単位：%）

企業規模・中小企業該当区分・年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ²⁾	1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ³⁾⁴⁾	割増賃金率階級		定めていない	
			25～49%	50%以上		
令和 7 年調査計	[94.5]	100.0	64.5 (100.0)	(1.0)	(98.3)	35.4
1,000 人以上	[99.6]	100.0	96.8 (100.0)	(0.8)	(98.7)	3.2
300～999 人	[98.1]	100.0	87.9 (100.0)	(0.7)	(98.9)	12.0
100～299 人	[96.4]	100.0	75.6 (100.0)	(0.7)	(98.7)	24.4
30～99 人	[93.3]	100.0	57.1 (100.0)	(1.3)	(98.1)	42.7
中小企業	[94.5]	100.0	63.6 (100.0)	(0.9)	(98.5)	36.2
中小企業以外	[94.1]	100.0	70.2 (100.0)	(1.6)	(97.4)	29.8
令和 6 年調査計	[94.6]	100.0	61.1 (100.0)	(0.9)	(99.0)	38.9

注：1) []内の数値は、全企業に対する時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2)「時間外労働の割増賃金率を定めている企業」には、1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無が「不明」の企業を含む。

3)（ ）内の数値は、「1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を 100 とした割合である。

4)「1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」には、1か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

(3) 諸手当

令和6（2024）年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は341.8千円となっており、そのうち諸手当は54.5千円、所定内賃金に占める諸手当の割合は15.9%となっている（第16表）。

第16表 賃金の種類別常用労働者1人平均所定内賃金及び構成比（令和6年11月分）

企業規模・年	所定内賃金					
	計 ¹⁾		基本給		諸手当	
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
令和7年調査計	341.8	(100.0)	287.3	(84.1)	54.5	(15.9)
1,000人以上	375.9	(100.0)	322.1	(85.7)	53.8	(14.3)
300～999人	336.8	(100.0)	283.3	(84.1)	53.6	(15.9)
100～299人	323.7	(100.0)	269.0	(83.1)	54.6	(16.9)
30～99人	307.0	(100.0)	250.5	(81.6)	56.5	(18.4)
令和2年調査計 ²⁾	319.7	(100.0)	272.2	(85.1)	47.5	(14.9)

注：1) ()内の数値は、所定内賃金（「基本給」と「諸手当」の計）を100とした割合である。

2) 令和2年調査計の数値は、令和元年11月分である。

令和6年11月分の諸手当を支給した企業において、支給企業割合を諸手当の種類別（複数回答）にみると、「通勤手当など」が90.2%で最も高く、次いで「役付手当など」84.2%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」62.3%などとなっている。

企業規模別にみると、「特殊作業手当など」、「特殊勤務手当など」、「通勤手当など」、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」、「地域手当、勤務地手当など」、「住宅手当など」及び「単身赴任手当、別居手当など」は、規模が大きいほど支給企業割合が高く、「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。（第17表）

第17表 諸手当の種類別支給企業割合（令和6年11月分）

複数回答（単位：%）

企業規模・年	計	業績手当など	勤務手当					精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など（1か月換算）							
			役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術（資格）手当など										
令和7年調査計	[91.4]	100.0	[12.5]	13.7	[77.0]	84.2	[10.9]	11.9	[17.8]	19.5	[48.5]	53.0	[15.9]	17.4	[82.5]	90.2
1,000人以上	100.0		13.0		79.8		18.8		36.3		53.1		6.4		93.9	
300～999人	100.0		12.7		84.4		16.7		35.3		57.5		10.3		93.1	
100～299人	100.0		14.8		86.6		14.5		27.2		56.9		15.7		91.7	
30～99人	100.0		13.5		83.6		10.4		14.7		51.3		19.1		89.3	
令和2年調査計 ¹⁾	[86.3]	100.0	[12.0]	13.9	[75.0]	86.9	[10.5]	12.2	[20.8]	24.2	[43.8]	50.8	[22.0]	25.5	[79.7]	92.3

複数回答（単位：%）

企業規模・年	生活手当					調整手当など	上記及び左記のいづれにも該当しないもの							
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当									
令和7年調査計	[56.9]	62.3	[10.6]	11.6	[41.7]	45.7	[12.0]	13.2	[12.4]	13.5	[29.8]	32.6	[26.1]	28.5
1,000人以上	72.7		38.4		60.8		69.2		24.6		45.8		36.2	
300～999人	70.6		23.2		59.0		39.9		20.5		47.1		34.4	
100～299人	68.2		20.9		52.1		20.3		14.4		36.5		32.7	
30～99人	59.1		6.4		41.6		6.1		12.1		29.3		26.2	
令和2年調査計 ¹⁾	[59.2]	68.6	[10.5]	12.2	[40.7]	47.2	[11.3]	13.1	[13.2]	15.3	[27.2]	31.5	[12.0]	13.9

注：1) 令和2年調査計の数値は、令和元年11月分である。

2) []内の数値は、全企業に対する諸手当を支給した企業割合である。

令和6（2024）年11月分として支給された労働者1人平均の諸手当の支給額を諸手当の種類別にみると、「業績手当など」が64.1千円で最も高く、次いで「単身赴任手当、別居手当など」49.3千円、「役付手当など」43.5千円となっている（第18表）。

第18表 諸手当の種類別支給された労働者1人平均支給額（令和6年11月分）

（単位：千円）

企業規模・年	業績手当など	勤務手当				精皆勤手当、出勤手当など	通勤手当など（1か月換算）	
		役付手当など	特殊作業手当など	特殊勤務手当など	技能手当、技術（資格）手当など			
令和7年調査計		64.1	43.5	15.7	27.4	21.5	9.7	12.7
1,000人以上		54.9	46.9	11.5	26.9	20.9	9.1	12.3
300～999人		65.8	41.4	17.0	31.1	19.1	8.3	12.1
100～299人		64.1	38.1	18.1	23.8	20.5	8.8	11.3
30～99人		77.2	46.9	20.3	28.1	25.0	10.9	15.3
令和2年調査計 ¹⁾		52.2	41.6	14.4	25.0	18.8	9.0	11.7

（単位：千円）

企業規模・年	生活手当					調整手当など	上記及び左記のいづれにも該当しないもの
	家族手当、扶養手当、育児支援手当など	地域手当、勤務地手当など	住宅手当など	単身赴任手当、別居手当など	左記以外の生活手当		
令和7年調査計	17.6	26.2	18.7	49.3	9.2	27.1	39.2
1,000人以上	22.3	26.3	21.1	51.1	10.2	25.7	37.9
300～999人	16.5	27.0	18.5	49.1	7.5	25.0	36.8
100～299人	15.0	22.6	16.4	48.1	9.0	27.0	41.5
30～99人	12.6	30.1	17.5	36.7	9.9	31.3	41.6
令和2年調査計 ¹⁾	17.6	22.8	17.8	47.6	8.7	26.0	32.0

注：1) 令和2年調査計の数値は、令和元年11月分である。